

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和2年1月10日から令和2年5月11日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

令和2年1月10日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン下松、星プラザ
所在地 下松市中央町21番3号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明
下松商業開発株式会社	下松市中央町21番3号	金織 俊弘

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

4 届出年月日

令和元年12月20日

5 変更年月日

令和2年8月21日